

# 総務教育常任委員会資料

(令和4年10月12日)

[ 件 名 ]

・産業廃棄物処分場税の適用期間の延長について 【税務課】・・・2

総 務 部

## 産業廃棄物処分場税の適用期間の延長について

令和4年10月12日  
税 務 課  
循環型社会推進課

令和5年3月31日に適用期間が終了する「産業廃棄物処分場税」について、現行の税制及び税収用途を維持して適用期間を5年間延長する県税条例改正案を次の定例県議会に提案する方向で作業を進めています。

### 1 税制度の概要

目 的	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てる。
納税義務者	県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税対象	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入（自社処分場への搬入は課税対象外）
税 率	最終処分場へ搬入する産業廃棄物1トンにつき1,000円
徴収方法	・特別徴収義務者（最終処分業者）からの申告納入（特別徴収） ・他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後の自社処分は申告納付
課税免除	下水処理に伴い発生する汚泥等
適用期間	創 設 時 平成15年4月～18年3月（3年間） 第1回延長時 平成18年4月～20年3月（2年間） 第2回延長時 平成20年4月～25年3月（5年間） 第3回延長時 平成25年4月～30年3月（5年間） 第4回延長時 平成30年4月～令和5年3月（5年間）
税収用途	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策の財源

### 2 適用期間を延長する理由

産業廃棄物処理施設の設置促進等に要する経費に充てるため、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物に対して税を課しているが、この税の目的及び当該税収による施策実施の必要性に鑑み、適用期間を5年間（過去延長時と同期間）延長する。

なお、税収（R3年度11,092千円）は、鳥取県産業廃棄物適正処理基金に積み立てている（R3年度末積立額89,596千円）。

### 3 関係団体からの意見聴取

関係団体である鳥取商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県産業資源循環協会にこの見直しについて意見聴取をしたところ、意見は無かった。

### 4 今後のスケジュール（予定）

次の定例県議会 県税条例改正案の議会提案  
令和5年1～3月 法定外目的税の変更に係る総務省協議  
4月 改正条例の施行

### 【参考】

27道府県で産業廃棄物税制が導入されている。（税率はいずれも1,000円/トン）